

②

2003年2月12日
宗教団体アーレフ

奪還等の違法行為があらゆる意味で肯定できないことを示す事実

【1】違法行為を明確に禁止しているアーレフの各種規定

■「宗教団体アーレフ綱領」より

4. 違法行為の厳禁

本団体の会員は、あらゆる法令を遵守するよう努め、無差別大量殺人行為はもちろん、人を殺傷する行為は絶対に行なわない。万一重大な法令違反を行なった場合は、本団体から除名されても異議を唱えることができない。

■「宗教団体アーレフ規約」より

(会員の誓約事項)

第6条 会員は次の事項を遵守することを誓約するものとする。

- (1) 本団体の会員は、あらゆる法令を遵守し、無差別大量殺人行為はもちろん、人を殺傷する行為は絶対に行なわない。
- (2) 本団体の会員は、一連のオウム事件をいかなる意味においても肯定しない。
- (3) 本団体の会員は、一連のオウム事件に関係があると言われ、危険とされる教義を否定し、その実践を絶対に行なわない。

■「宗教団体アーレフ活動規定」より

2. 犯罪行為の禁止

会員は一切の犯罪行為をなしてはならない。なお、過去において犯罪を犯し確定した有罪判決を受けた者は、十分反省し、二度とそのような事態を招かない誓約をしなければならない。

【2】奪還等の違法行為や後追い自殺を否定する麻原旧団体代表の過去の発言など

(1) 麻原旧団体代表が過去の教団のあり方について考えを改め、今後の奪還を含む違法行為を否定していることを示す発言

- ◎「(今後は) 違法行為をしないように」(95年、逮捕後間もなく、弁護士を通じて)
- ◎「教学をしたり、瞑想修行をしたりして教えを示すことが、今後の救済活動の道である」(95年末、弁護士を通じて)
- ◎「今後一生にわたって違法行為を指示しないし、奪還も求めない」(96年5月15日、

破防法弁明手続)

◎「将来において、オウム真理教が法の規制を破り、そして破壊活動を行うことは決してないし、また私も、そのような指示をするつもりはない。また、もう一つ言えることは、もしそのようなことがわかったら、即座にとめたいと考えています」(96年5月、破防法弁明手続)

◎「奪還されることに対して、私はそれを喜ぶこともありませんし、また肯定することもありません。」(96年5月15日、破防法弁明手続)

◎「もちろんそれ(奪還)については拒絶したいと考えております。これは私がこの人生を終わるまで変わることはないとお聞きになってよろしいと思います」(96年5月15日、破防法弁明手続)

◎「外にいる弟子たちの修行の場を取り上げるようなことはどうかやめてください。もちろん、私は代表者を降りましょう。もちろん、私は代表者を降りることはやぶさかではありません。それより私の一身にかえて、弟子の修行の場を取り上げないでください。決して国家に対する破壊活動は起きることはないでしょうし、もちろん私の口から、指示、命令をすることはしない。決して破壊活動が起こることのないことを確信して。麻原彰晃」(95年、旧団体代表が留置所で記したノート)

◎「後追い自殺は許さない。後を追えないから」(92年ごろ、当時の正大師・正悟師に対して)

(2) 麻原旧団体代表が上記発言をした理由として推測されること

①違法行為は、破防法の適用などで弟子の宗教的実践を破壊し、それは死刑を宣告されるよりずっと重たい問題になるから

→「弟子たちから真理の実践、つまり宗教的な実践を取り上げるということは、それは死刑を宣告するよりずっとずっと重たいことになるわけです」(96年5月28日、破防法弁明手続)

②拘留所を瞑想の機会とも位置づけているから

→「この起訴勾留に対して奪還がうわさされていますが、これは現にサマサ、あるいは信徒もよく新聞等を通じて聞いてほしいことですが、この東拘、東京拘留所の部屋は(中略)絶好の瞑想の機会を得ていると考えているわけです。したがって、この今の私の機会を阻害するようなことは何人たりとも行ってほしくないし、もちろんそれについては拒絶したいと考えております。」(96年5月15日、破防法弁明手続)

【3】旧団体代表の奪還等の実行を企てた結果として想定される事態

(1) 破壊活動防止法・再発防止処分が適用される可能性があること

奪還の過程で、団体の活動として、警察官や刑務官に暴行・脅迫・公務執行妨害をなしたり、殺人・騒擾・放火・激発物破裂等の行為をしたりすれば、それも暴力主義的破壊活動となり、破防法が適用され、一定の活動の制限、最悪の場合、解散指定を受ける。

また、奪還の手段として殺人・暴行・傷害・略取・監禁・爆発物・毒物・銃器の保有等を行ったり、しようとした場合は、再発防止処分が適用され、施設の賃貸・使用・施設での指導・入信勧誘・寄付の受取りなどの活動が禁止される。

(2) 各種の反教団運動が激化すること

なお、団体の活動ではなく、団体の意思に反して個人が行なったとしても、教団・信者に対するイメージの悪化・社会的圧力の増大・転入届不受理・地域社会での追放運動・物件からの追い出し・物件の取得難化・警察による徹夜ガサの増加等などの問題が再発する。また、結果的に、個人の責任でも、団体が被害者賠償を負担するように求められる可能性もある。

(3) 当局関係者・一般人・信者全てに犠牲者が出ること

奪還の過程で、当局の関係者だけでなく、一般人を巻き込む可能性があり、さらには、実行者や旧団体代表本人が射殺等される可能性がある。事後には、世論の悪化によって、公判の早期終結、死刑の早期執行の可能性がある。2000年10月、東京地検は、裁判の迅速化を望む世論などを考慮して、4事件の起訴を取り消した。

【4】ロシア人元信者らによる旧団体代表奪還未遂事件の結果・影響

(1) 計画は非現実的で、結果的に未遂に終わったものの、4人の実行犯には、それぞれ、シガチョフ8年の自由刑、トゥベイコ6年6カ月の自由刑、ヴォロノフ4年6カ月の自由刑、シェフチェンコ3年の自由刑・執行猶予2年6カ月と、厳しい刑が処せられた。

(2) 事件報道に接した地域住民等の不安が増大し、記者会見での声明文などをもとに資料を作成し、近隣に配付するなど特別な対応を迫られた。

(3) 自治体に対する住民票裁判において、教団の危険性を示す根拠として自治体が盛んに取り上げた。

(4) この事件は、アーレフの非構成員による、団体意思とは関係ない(団体の意思に反する)愚行であったにもかかわらず、

①先走って、教団への再発防止処分の可能性について言及する報道機関もあった(「オウム真理教、解散の可能性 麻原被告奪還計画で再発防止処分適用も」産経新聞2001年12月12日付)。

②今回の観察処分更新手続きでも、多くの証拠関係書類が公安調査庁から提出され、審査において、教団の危険性を示す事実と見なされた可能性が高い。

(5) 上記のとおり、2000年7月にこの事件が発覚した直後、旧団体代表について4事件の起訴が取り下げられ(2000年10月)、裁判史上前例のない手続きによって同人の裁判の迅速化が図られた。